

2021年9月9日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次 様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長 宮城 登
臨時教職員部長 早瀬 満夫

要 求 書

いま、臨時教職員の大きな問題が、非正規教職員（常勤講師、期限付き講師・会計年度任用職員など）と正規教職員（教諭・常勤職員）との賃金の格差です。

大阪市では講師は1級、教諭は2級の給料表が長年使用されています。しかし、講師であっても、学年主任や校務分掌での主任など責任のある仕事を任されるなど、学校現場では講師と教諭の仕事を区別していません。1級と2級の給料表の違いにより、月額2万円以上の差がある現在の給与制度は、厚生労働省が推進をしている「同一労働同一賃金」の考え方に違反しています。現に東京都や愛知県など全国で、講師と正規の給料表を同じにする制度が広がっています。大阪市でも講師の給料表を正規と同じ2級とするなど、非正規教職員の賃金制度改善を要求します。

1. 選考制度・採用制度の改善を行うこと

- (1) 新規採用教職員を大幅に増やし、異常に多くなっている定数内講師を減らすこと。
- (2) 大阪市での講師経験が優遇されるように教員採用選考テストでの優遇措置を取ること。
大阪市立の学校園において、通算2年以上在職経験がある臨時講師は、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
- (3) 2021年度（令和3年度）採用の教員採用試験で廃止された「前年度1次合格者特例」を再度、導入すること。また「前年度1次合格者特例」の1次試験免除の期間を「2年間」とすること。
- (4) 講師受験者の選考試験日については学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
- (5) 採用内定者研修を中止すること。実施にあたっては、参加する現職講師に参加義務を課さないこと。
- (6) 大阪市の学校園に勤務する現職講師が次年度の採用試験に合格したときの「雇入れ時胸部エックス線検査」の負担を軽減すること。現職講師向けに1月に定期健康診断を実施すること。

2. 臨時教職員の労働条件等の改善を行うこと。

- (1) 病気休暇代替等の臨時教職員の雇用期間は引き継ぎ期間を設け、空白期間を作らないこと。
- (2) 臨時教職員の採用内定を年度内に示し、雇用不安を取り取り除くこと。
- (3) 臨時教職員の配置校については本人の希望を尊重し、通勤の負担を軽減すること。
- (4) 臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。
- (5) 臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。
- (6) 臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、パワーハラスメントをしたりしないこと。

3.賃金・待遇改善を行うこと。

- (1)常勤講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に引き上げること。
- (2)臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようにすること。特に健康保険証については、4月に、新たに任用された臨時教職員の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも4月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。
- (3)非常勤講師の給料を月額支給に戻し、給料単価を大幅に増額すること。また、扶養手当・地域手当・住居手当等の諸手当を支給すること。
- (4)非常勤講師の待遇改善を以下の通り行うこと。
勤務校の都合による授業計画の変更にとまなう、授業時間の振替の連絡を前日までに必ず行うこと。授業時間の変更により、兼務の学校と重なるなど、勤務できない場合は、勤務可能な時間帯に振替をすること。それができない場合はその賃金の保障をすること。
- (5)雇用されている常勤講師・非常勤講師が、正規採用にかかわる選考試験を平日などの勤務日に受ける場合については、職免扱いとすること。
- (6)2018年4月からの主務教諭制度の導入により、長期にわたり任用している臨時教員が大阪市の教員採用試験に合格した場合、正規教員への採用時に2級給料表小中73号給で頭打ちになるため、同じ年度に大阪府などに採用された時より賃金が大幅に下がるなど、不利益になることが明らかになっている。主務教諭制度を抜本的に改善し、長期にわたり任用している臨時教員の不利益をなくすようにすること。

4.再任用教職員の賃金や労働条件を改善すること。

- (1)年金支給が65歳となる流れの中で、再任用の希望者が増えているため、その採用については希望者を無条件で雇用すること。
- (2)配置については本人の希望を尊重すること。
- (3)採用時の勤務条件としてフルタイム勤務を強要しないこと。
- (4)再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。
- (5)扶養手当・住居手当を支給すること。

5.会計年度職員の待遇を改善すること。

- (1)特別支援教育サポーターなど「会計年度職員」の雇用契約内容について、採用時にすみやかに本人に説明すること。
- (2)「会計年度職員」の勤務時間は、雇用契約の範囲を超えることのないようにすること。超過勤務が必要な場合は超過勤務手当を支給すること。
- (3)習熟等担当講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2級」給料表に基づいて算出すること。
- (4)その他、「学校園に在籍する会計年度職員(パートタイムも含む)」の任用条件等で、当事者職員が不利益を被ることが生じた場合は、直ちに労働条件等の改善に取り組むこと。

以上

2021年9月9日

資料請求

大阪市学校園教職員組合
臨時教職員部

- (1) 大阪市立の学校園に働く2021年5月1日現在の臨時教職員・学校園に所属する会計年度職員等の職名ごとの人数
- (2) 定数内講師の校種別人数(2016年度から2020年度の採用)
- (3) 教諭経験者特例、現職講師特例、講師経験者特例受験者の年齢別受験者数と年齢別合格人数(2016年度から2020年度の採用)
- (4) 2016年度から2020年度の採用年度ごとの病欠者の人数
- (5) 2016年度から2020年度の定数内講師の人数と期限満了以前の病欠・退職者の人数。

以上